



# 山形県公報

令和4年3月8日(火)  
第286号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……179
- 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……180

### 告 示

- 消防法の規定による指定試験機関の変更の届出……………(消防救急課) ……181
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……182
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 同……………(同) ……183
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 都市計画事業の認可の告示……………(都市計画課) ……184

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………187

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……189
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(河北病院) ……190

## 規 則

山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第3号

#### 山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

山形県小規模水道条例施行規則(昭和44年4月県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2の項」を「2の項、9の項」に改める。

第7条を削る。

附則第2項中「別記様式第2号」を「別記様式」に改める。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式とする。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



「



」に改める。

別記様式第7号中

|      |                                                                                          |    |     |          |   |    |   |   |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|----------|---|----|---|---|
| フリガナ |                                                                                          | 性別 | 男・女 | 生年<br>月日 | 年 | 月  | 日 | を |
| 氏名   |                                                                                          |    |     |          | ( | 歳) |   |   |
| 個人番号 | <table border="1" style="width: 100%; height: 15px; border-collapse: collapse;"></table> |    |     |          |   |    |   |   |

|      |                                                                                          |          |   |    |   |       |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---|----|---|-------|
| フリガナ |                                                                                          | 生年<br>月日 | 年 | 月  | 日 | に改め、同 |
| 氏名   |                                                                                          |          | ( | 歳) |   |       |
| 個人番号 | <table border="1" style="width: 100%; height: 15px; border-collapse: collapse;"></table> |          |   |    |   |       |

様式の備考第2項中「性別」及び」を削る。

別記様式第8号中

|      |                                                                                          |    |     |          |   |    |   |   |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|----------|---|----|---|---|
| フリガナ |                                                                                          | 性別 | 男・女 | 生年<br>月日 | 年 | 月  | 日 | を |
| 氏名   |                                                                                          |    |     |          | ( | 歳) |   |   |
| 個人番号 | <table border="1" style="width: 100%; height: 15px; border-collapse: collapse;"></table> |    |     |          |   |    |   |   |

|      |                                                                                          |          |   |    |   |       |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---|----|---|-------|
| フリガナ |                                                                                          | 生年<br>月日 | 年 | 月  | 日 | に改める。 |
| 氏名   |                                                                                          |          | ( | 歳) |   |       |
| 個人番号 | <table border="1" style="width: 100%; height: 15px; border-collapse: collapse;"></table> |          |   |    |   |       |

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別記様式第1号、別記様式第7号及び別記様式第8号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。
- 3 改正前の別記様式第6号の規定による医療受給者証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による医療受給者証とみなす。

**告 示**

---

**山形県告示第153号**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項及び第17条の9第4項において準用する第13条の8第2項の規定により、指定試験機関から危険物取扱者試験事務及び消防設備士試験事務の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定試験機関の名称及び所在地  
一般財団法人消防試験研究センター  
東京都千代田区霞が関一丁目4番2号
- 2 届出の内容

| 事務所の所在地          |               | 変更年月日   |
|------------------|---------------|---------|
| 変更前              | 変更後           |         |
| 山形市あこや町三丁目15番40号 | 山形市緑町一丁目9番30号 | 令和4.3.7 |

**山形県告示第154号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地             | 障害児通所支援の種類 | 定員  | 指定年月日   |
|----------------------------------------|-------------------------|------------|-----|---------|
| 合同会社おきたまライフフュージョンおらふ<br>米沢市広幡町成島1027番地 | Reはーと えいる<br>米沢市直江町7-16 | 放課後等デイサービス | 15名 | 令和4.3.1 |
| 合同会社おきたまライフフュージョンおらふ<br>米沢市広幡町成島1027番地 | Reはーと えいる<br>米沢市直江町7-16 | 児童発達支援     | 15名 | 同       |

**山形県告示第155号**

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番        | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------|----|------------|
| 鶴岡市由良字スカ田115  | 田  | 747        |
| 鶴岡市由良字スカ田116  | 田  | 608        |
| 鶴岡市由良字コタ田51   | 田  | 1,709      |
| 鶴岡市由良字コタ田52-1 | 田  | 485        |

2 利用権の内容等

| 内容         | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------|--------|------|--------------|
| 田として耕作すること | 令和4年4月 | 5年   | 53,235円      |

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局鶴岡支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第156号

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番          | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------|----|------------|
| 南陽市金山字明神前5389番1 | 田  | 1,175      |

## 2 利用権の内容等

| 内容         | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------|--------|------|--------------|
| 田として耕作すること | 令和4年4月 | 10年  | 105,750円     |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方務局米沢支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第157号

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番                | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------------|----|------------|
| 西置賜郡白鷹町大字浅立字三百刈6376番1 | 田  | 986        |

## 2 利用権の内容等

| 内容         | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------|--------|------|--------------|
| 田として耕作すること | 令和4年4月 | 5年   | 73,950円      |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方務局米沢支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営五斗畑地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営五斗畑地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

令和4年3月9日から同年4月7日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

### 山形県告示第159号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
- (2) 名 称 3・2・201号山元蔵増線

2 施行者の名称

山形県

3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 天童市交り江四丁目及び五丁目、小関一丁目及び二丁目、並びに大字小関字堅田前地内
- (2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

令和4年3月1日 東北地方整備局告示第25号

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

山形県公安委員会

委員長 北 村 正 敏

### 山形県公安委員会規則第1号

#### 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第12条中第8号を第12号とし、第4号から第7号までを4号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 犯罪被害者等の支援一般に関すること。
- (5) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (6) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (7) 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害者等慰金等

に関すること。

第14条中第7号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を第9号とする。

第15条第1号中「術科」を「術科、職務倫理」に改める。

第20条中第6号を削る。

第37条に次の1号を加える。

(8) 警察用航空機の運用に関すること。

第39条の表中

|       |                   |                       |       |
|-------|-------------------|-----------------------|-------|
|       | 音楽隊               | 第12条第8号に掲げる事務         | を     |
|       | 犯罪被害者支援室          | 第12条第4号から第7号までに掲げる事務  | に、    |
|       | 音楽隊               | 第12条第12号に掲げる事務        |       |
| 警務課   | 警務部総括室            | 第14条第12号に掲げる事務        | を     |
|       | 犯罪被害者支援室          | 第14条第7号から第10号までに掲げる事務 |       |
| 警務課   | 警務部総括室            | 第14条第8号に掲げる事務         | に、    |
| 地域課   | 鉄道警察隊             | 第20条第5号に掲げる事務         | を     |
|       | 航空隊               | 第20条第6号に掲げる事務         |       |
| 地域課   | 鉄道警察隊             | 第20条第5号に掲げる事務         | に、    |
| 警備第一課 | 外事・国際テロリズム<br>対策室 | 第36条第4号に掲げる事務         | を     |
| 警備第一課 | 外事・国際テロリズム<br>対策室 | 第36条第4号に掲げる事務         | に改める。 |
| 警備第二課 | 航空隊               | 第37条第8号に掲げる事務         |       |

第40条第1項の表中

|          |           |                                       |    |
|----------|-----------|---------------------------------------|----|
| 警察安全相談室  | 警察安全相談室長  | 上司の命を受け、警察安全相談室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。  | を  |
| 警察安全相談室  | 警察安全相談室長  | 上司の命を受け、警察安全相談室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。  | に、 |
| 犯罪被害者支援室 | 犯罪被害者支援室長 | 上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |    |
| 警務部総括室   | 警務部総括室長   | 上司の命を受け、警務部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。   | を  |
| 犯罪被害者支援室 | 犯罪被害者支援室長 | 上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |    |
| 警務部総括室   | 警務部総括室長   | 上司の命を受け、警務部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。   | に、 |

|     |          |                                  |   |
|-----|----------|----------------------------------|---|
|     | 鉄道警察隊副隊長 | 鉄道警察隊長を補佐し、鉄道警察隊の事務を総括整理する。      | を |
| 航空隊 | 航空隊長     | 上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |   |

|  |          |                             |    |
|--|----------|-----------------------------|----|
|  | 鉄道警察隊副隊長 | 鉄道警察隊長を補佐し、鉄道警察隊の事務を総括整理する。 | に、 |
|--|----------|-----------------------------|----|

|               |                |                                            |   |
|---------------|----------------|--------------------------------------------|---|
| 外事・国際テロリズム対策室 | 外事・国際テロリズム対策室長 | 上司の命を受け、外事・国際テロリズム対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | を |
|---------------|----------------|--------------------------------------------|---|

|               |                |                                            |        |
|---------------|----------------|--------------------------------------------|--------|
| 外事・国際テロリズム対策室 | 外事・国際テロリズム対策室長 | 上司の命を受け、外事・国際テロリズム対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | に改め、同条 |
| 航空隊           | 航空隊長           | 上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。           |        |

第2項の表広報相談課の項中「第4号から第7号」を「第8号から第11号」に改め、同表中

|     |       |                                          |   |
|-----|-------|------------------------------------------|---|
| 監察課 | 警務調査官 | 上司の命を受け、監察の企画及び実施に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 | を |
|     | 訟務官   | 上司の命を受け、第16条第4号に掲げる事務を整理する。              |   |

|       |         |                                                   |       |
|-------|---------|---------------------------------------------------|-------|
| 人材育成課 | 職務倫理指導官 | 上司の命を受け、第15条第1号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。      | に改める。 |
| 監察課   | 警務調査官   | 上司の命を受け、監察の企画及び実施に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。          |       |
|       | 訟務官     | 上司の命を受け、第16条第4号に掲げる事務を整理する。                       |       |
| 厚生課   | 健康管理調査官 | 上司の命を受け、第17条第2号及び第6号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |       |

第42条第1項の表中

|         |                               |   |
|---------|-------------------------------|---|
| 指令長     | 上司の命を受け、第20条の2第2号に掲げる事務を整理する。 | を |
| 少年相談専門員 | 上司の命を受け、少年相談に関する事務を処理する。      |   |

|     |                               |       |
|-----|-------------------------------|-------|
| 指令長 | 上司の命を受け、第20条の2第2号に掲げる事務を整理する。 | に改める。 |
|-----|-------------------------------|-------|

別表(2)天童警察署の項中

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 荒 谷 駐 在 所 | 天童市大字荒谷 | を |
| 干 布 駐 在 所 | 天童市大字干布 |   |

|             |         |            |
|-------------|---------|------------|
| 天 童 東 駐 在 所 | 天童市大字荒谷 | に改め、同表村山警察 |
|-------------|---------|------------|

署の項中

|           |          |   |
|-----------|----------|---|
| 高 崎 駐 在 所 | 東根市大字観音寺 | を |
| 大 富 駐 在 所 | 東根市大字羽入  |   |



「高崎駐在所 東根市大字観音寺」に改め、同表鶴岡警察

署の項中 「西郷駐在所 鶴岡市面野山  
湯田川駐在所 鶴岡市藤沢  
上郷駐在所 鶴岡市みずほ」を

「湯田川駐在所 鶴岡市藤沢」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月22日から施行する。ただし、別表(2)の改正規定は、同年4月1日から施行する。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

山形県公安委員会

委員長 北村正敏

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区 分     | 警 察 官 |     |                         | 計      | そ の 他 の 職 員 | 合 計    | 備 考                                |
|---------|-------|-----|-------------------------|--------|-------------|--------|------------------------------------|
|         | 警 視   | 警 部 | 警 部 補<br>巡 査 部 長<br>巡 査 |        |             |        |                                    |
| 警 察 本 部 | 62人   | 95人 | 500人                    | 657人   | 216人        | 873人   | 警部補の総数は561人とし、<br>巡査部長の総数は580人とする。 |
| 警 察 署   | 28人   | 89人 | 1,239人                  | 1,356人 | 121人        | 1,477人 |                                    |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年3月8日

山形県庄内総合支庁長 高橋正美

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎入札室（1階）

(2) 日時 令和4年3月28日（月） 午前9時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和4年4月分から令和5年3月分までの12箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和4年4月分から令和5年3月分までの12箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に規定する事業の登録を受けていること。
- (6) 延床面積2,000平方メートル以上の建築物において、過去5年以内に2の(1)の役務のうち清掃業務の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に当該業務の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が令和4年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係  
電話番号0235(66)5684

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競

争入札参加資格確認申請書を令和4年3月16日（水）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者については競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月10日（木）午後5時までに山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類を提出すること。

- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Shonai Area General Branch Administration Office
- (2) Time-limit for tender: 9:00 A.M. March 28, 2022
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs and Planning Department, Yamagata Prefectural Shonai Area General Branch Administration Office, 19-1 Aza Sodehigashi, Oaza Yokoyama, Mikawa-machi, Higashitagawa-gun, Yamagata-ken 997-1392 Japan TEL0235 (66) 5684

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和4年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番                | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------------|----|------------|
| 東置賜郡川西町大字上小松字大日2846-1 | 田  | 1,397      |
| 東置賜郡川西町大字上小松字大日2846-5 | 田  | 70         |

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和4年6月 | 10年  | 73,350円      |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和4年3月22日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

## (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年3月8日

山形県立河北病院長 深 瀬 和 利

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
デジタル乳房X線撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院総務課施設用度係  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
丸木医科器械株式会社山形支店 山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番22号
- 5 落札金額 34,705,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和3年11月16日